

平成18年6月

経済環境委員会会議録

平成18年6月16日（金曜日）

午前10時00分から

午前10時56分まで

市役所 第2会議室

出席委員（6名）

委員長	上村良一君	副委員長	稲垣民夫君
	松浦英幸君		大島金次君
	ピアン アンニ君		山下一枝君

欠席委員（なし）

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次長 高木秀仁君

説明のため出席した者の職・氏名

環境部長	大澤繁昌君	産業経済部長	番家敏夫君
環境課長	小川正博君	環境課主幹	稲垣金利君
交通防犯課長	勝野輝男君	農林商工課長	鈴木英明君
観光交流課長	中田哲夫君	観光交流課主幹	大西正則君

付託議案

第64号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第1号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 経済環境委員会の所管に属する歳入

歳出 2款 総務費（1項総務管理費のうち11目自然保護費）

4款 衛生費

6款 商工費

午前10時00分 開議

上村委員長 おはようございます。ただいま出席委員は6名でございますので、定足数に達しておりますので、直ちに経済環境委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました議案は、付託議案一覧表に記載のとおり、第64号議案であります。

それでは、第64号議案を朗読いたします。

第64号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第1号）、第1条の第1表、歳入歳出予算補正中、歳入 経済環境委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち11目自然保護費）、4款衛生費、6款商工費。

お諮りをいたします。

付託議案の審査の方法については、まず当局の議案説明の後、質疑を行い、質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長 異議なしと認め、当局の議案説明の後、質疑を行います。

第64号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

まず、歳入からお願いいたします。

小川環境課長。

小川環境課長（第64号議案説明）

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長（第64号議案説明）

上村委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

山下委員。

山下委員 今、まちづくり専門員を1名常駐させるというので、このたび募集されるということだが、今、五つほど挙げられた、資格というか、こういう方をということで、これはどういう形で、募集するのか、既にそういう方がおられるのかどうか。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 既に、市長に決裁を受けて、こういう選定基準をもちまして選んでいる。それに専門員ということですので、要綱をつくった。

上村委員長 山下委員。

山下委員 もう具体的に決まってるということですか。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 そうです。1名採用しております。

上村委員長 他にありますか。

大島委員。

大島委員 太陽光発電、風力と、これは別々に設置されるものだと思うけれども、どれぐら

いの発電量が両方合わせてあるんですか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 太陽光と、それから風力のプロペラですね、両方でやるわけなんですけど、合わせまして1,500ワットでございます。それで、プロペラの方が440ワットの発電能力があって、最大で1,500ワットでございます。あと太陽光の方は、そんなに発電量はなく、少ない。

上村委員長 大島委員。

大島委員 この間、ちょっと見せてもらったところにあるものか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 当初、小さい風力発電を設計したんですが、寄附の申し出があって、設計変更は可能かということで、設計変更をいたしまして、その小さい風力発電ができるやつで、塔と、それからプロペラと、太陽パネルだけ設置しました。あと、交流用の機械とか、蓄電池とか、いろんな配線とか、その辺がまだやっておりません。そういうことで、実際に、委員さんの見られたプロペラですね、あれが直径が2.5メートルありますけど、あれがいわゆる風力発電です。

上村委員長 他にございませんか。

稲垣委員。

稲垣委員 衛生費の2目の塵芥処理費、都市美化センターの大規模維持補修設計精査・施工監理委託料ですけども、今、補修に入るわけですが、補修の工事会社とこの設計監理費、委託する会社との何かそういう関係みたいなものはあるんですか、この辺のところちょっと教えてください。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 コンサル会社を選定するのに、プロポーザルで選定したいと思っておりますが、親会社との関係のないのを条件にしたいと思っております。親会社と密接につながってるコンサルですと、これを委託する意味がなくなってくると思う。

上村委員長 稲垣委員。

稲垣委員 先ほど山下委員が質問されて、まちづくり専門員は今、常勤で1名決定してみえるということですけども、基本的にこういう専門員は何年間ぐらいを想定しているのか。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 要綱の中では、1名で期間も1年と定めるということにしております。それで、よければ、再度、ご継続で更新する内容となっている。

上村委員長 稲垣委員。

稲垣委員 更新は何年ぐらいというめどはないですか。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 二、三年をめどに考えております。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 衛生費の備品購入費の中で、52万1,000円はレベルコーダーとおっしゃいましたね、あまり中身がよくわからないんですが、何のレベルを記録する装置なのかということをお

まずお聞かせください。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 よく、地震のときなどで、針が振れて、記録紙に、その揺れた度合いを記録するということで、主に騒音と振動です。それを記録して、証拠として残すわけですね。このとおり公害が発生していると、基準よりも振動が高いので、善処してください、直してくださいという、そういう騒音の記録、そしてまた証拠書類として残すためのものです。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 それは常設で置いてあるのか、それと、市内何カ所ぐらいそういうものが設置してあるのかということをお尋ねします。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 備品として、環境課の方でしまっておきまして、例えば、車の騒音が激しいので測定してくれとか、やかましいから何とかしてくれとかいった場合に、職員が出向いて、機械を設置して、騒音を記録するわけですね。記録してみて、これは基準以内でしたら、それぐらいは許容範囲内ということになっておりますとか、これはひどいですから何とかしますということで、交渉するということが、常時は環境課の中にあります。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 じゃあ、言われて、そういうおそれがあるといったときに、それを持ち出してということなわけですね。その調べた1時点の証拠にしかないというふうにも考えられるんでしょかね。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 職員が行ってはいったときしか記録に残らないということになりますので、ですから、一晩中ずっと設置してるということはめったにないです。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 ちょっと、それとはずれるかもしれませんが、市の物ではないかもしれませんが、地震の観測計とか、観測地点というのは、あるいは県とか、もっとほかの大学とかが持ってるかもしれませんが、そういった設備の把握はなさってみえますか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 環境課としてはしておりません。地震の関係は消防署の方でいたしているかと思えます。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 それはそれで、次のところで、先ほどから出ているまちづくり専門員の件でお尋ねをいたしますけれども、募集の要旨で5点ほど基準があったかと思えますが、地域に熟知した計画立案ができる熱意がある、TMOとの調整を図れると、両者の立場のわかる人っていうふうですね。専門員ということで、専門的にまちづくりをやるという意味か、あるいは専門知識的なものを持ってみえる人か、また、今の五つ以外に何かそういった特別な専門知識をお持ちであるかどうかということをお尋ねします。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 今のご質問ですが、専門的な知識、資格をというのがあります。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 今、まちづくりはいろんな手法があるものですから、特別専門知識にこだわって質問したわけではありませんので、何よりも熱意があればというふうに思っておりますが、きのうの本会議のお尋ねで、答弁がありましたけど、一たん市の方へ行って、それからまちへ出向いていくというような答弁があったかと思いますが、それはそれで結構ですし、場合によっては直接朝からまちへ出向いていくというケースも想定されるということも理解できていますが、1点だけ、私が思うのは、やっぱり税金で雇うことになるわけですよね。まちづくり、例えばTMOにかかわることがきっと多いだろうと思うんですわ、勤務形態としては、どうしても、現場の拠点ということを考えれば、そうすると、ここは一応株式会社ということで、取締役の方なんかは無休で、民間の方が頑張っってやってみえますので、よくも悪くも、民間的な発想とか、考え方というのがあると思うんですね。よくも悪くもですよ。そういった中で、公費で雇われてみえる人が1人ぼんと入ると、その辺が、よくも悪くも、民間に振り過ぎたりとか、そういうことがないように、やっぱり全体の利益を考えて、行動していただきたいという部分で、そういった意味の研修というと、ちょっと大げさかもしれませんが、統一ということも大げさかもしれませんが、そういったことが私は懸念されるものですから、そういった部分のお考えを。というのは、よくあるでしょ、例えば、文化資料館とか、文化会館なんかでね、OBの方なんか、余り前職のイメージを引き継いで、うまく対応ができないことがありますでしょ、そういったようなことを懸念するものですから、あくまで、公費で雇われているという立場を真に持ってお仕事にかかわっていただきたいと思いましてお尋ねをしましたので、そういったことに関して、どういった指導をされていくかということをお尋ねします。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 今、委員が指摘になりました、民間的な発想というんですか、民間に偏りがあるのではだめだよということだろうと思いますが、私ども、やはり公務員の常勤職として雇いますので、全体の市民の利益のためにということで、公平・中立の立場は当然でございます。

そういう関係で、当然、そののところについては、やっぱり研修等もこれから実施していきたいし、まちづくりについても、研修の機会がありますので、そのときには積極的に受けていただくようにする。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 全くそのとおりでいいと思いますし、私、それであと、候補になってる人は存じていますけど、その人は、いい人なものですから、どうしても町中で知らない人が多いと、そういった意見に流されがちになることもあろうかと思っておりますので、やっぱりあくまで全体の利益を考えて行動してほしいということで、老婆心ながら申し上げたということです。

先ほど、その専門員を配置していく前提として、中心市街地の活性化の進捗のおくれの指摘というのがありました。44事業あるということの中の、進捗のおくれの指摘という、この指摘というのは、どこが指摘されたのかということをお尋ねします。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 5月の国の会計検査院の検査の最後の講評の中でそういう言葉が出た。それは、全国の中で市街地の活性化計画を持っている市町が大半のところ、そういうところですが、犬山については、ハード面はしっかりできているが、ソフトの部分でその中に住む住民とのかかわりとかがもう少し活性化するというものが欠けているのではないかという指摘です。

先ほどの、前の質問の中で、勤務形態ですが、本会議でも言いましたように、9時に、まず市役所の方に来ていただいて、前日のレポートを出してもらってから始まります。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 会計検査院ですか。国ですね。私も何度かTMOや中心市街地の視察をさせてもらって、どちらかというところ、ちょっとおくれるなという指摘をしておったんですが、全国を中立で見てるところからの指摘があったということは、真摯に受けとめて官民合わせて頑張っていく必要があると思いますので、そういったこともこの専門員の方にお伝えしていきたいということで終わります。

上村委員長 他にございますか。

ビアンキ委員。

ビアンキ委員 まちづくり専門員ですが、専門の資格が必要ではないという、そういう人たちでもいいと理解していますが、要はアドバイザーみたいな役割をやってくれると理解しています。

+ 今答弁の中で、市役所に来てレポート出すとか、一つは、この人が見て指摘することが実現になるために、どういうシステムを考えて、どういうふうに行行政がそれを取り上げる、それがどういうふうにごこの方の指摘することが実現になるか、そしてどういうことを期待して、どういう効果が出ると望んでいるか、それを教えていただければありがたいと思います。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 ビアンキ議員が言われたアドバイザー的なことは当然でございますが、私たちが専門員に求めているものは、まちの中のソフト面ということで、それぞれ犬山には中心市街地が94.7ヘクタールあるわけですが、その中に10数個の発展会があるわけですが、それぞれに独立独歩で歩いていて、またその発展会が拡大というか、発展しているわけではなくて、とまった状態になっておりますので、そういうのをコーディネート役というか、つなぎ合わせる役をことしについてはやっていただきたいということで、私たち今までやってきた一つとして、北地区の中で夏祭りということで、夕方4時から9時ごろまで、これは農林商工課が口を出してやりかけたんですが、それだけではやっぱりいけないものですから、まだまとまりが悪いので、それをどこかで補うためにどうしたらいいかということで、地元熟知した人で、地元を十分に内容を理解した人がいいということで選んだ。

上村委員長 山下委員。

山下委員 まちづくり専門員の件ですけれども、お話聞いていると、具体的にその方がまちの人たちをよく知っているというか、やっぱり接触していく機会や時間も多くなるというふうに思うんですけれども、具体的には、まちづくりという形でも、今まちづくり拠点施設というのが幾つかありまして、ここを中心に地域的には、これは局所的なものかもしれないけれど

ども、やっぱりそれはそれぞれの地域性があるわけですが、それとの関連性はちょっと課が違うんですけども、どのようになっているのかなと、そういうまちづくり拠点施設の運営委員会とか、そういうようなものが開かれているところとの関係というのは、どうなっていくのか具体的につかめますでしょうか。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 それぞれの拠点施設というのは、道具というような形で見えてきて、それをいかに使うかという形で専門員に預けてあります。当然、地元のそれぞれのどんでん館の運営委員会に携わるのか、またそれに参加できるのかわかりませんが、そういうようなところへも、やはり顔を出すということで、昼夜関係なくやっていただきたいということをお願いしてあります。

上村委員長 ビアンサ議員。

ビアンサ議員 思いは、城下町のエリアのためになっていると思うが、未来として、ほかのエリアも同じようなことを考えているかどうか教えていただきたいわけです。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 94.7ヘクタールだけかといった質問かと思いますが、私どもはそんなふうに考えておりません。中心市街地とかまちづくりの計画ができたなら、今、楽田でも、それぞれまちづくりの組織ができておりますが、その中で、まだ計画が正式にできてないと思いますが、そういうところで、計画ができた段階で、それを支援するという形で、そこへ活動していく場もあるかと思えます。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 さっきレベルコーダーの話をもう1回お尋ねしたいと思いますけれども、今、ふだんは庁内にあって、持ち出していくということだが、例えば、1個か複数あるのかということと、実際に要請があって、測定に出かける機会というのはどれくらいあって、それから基準をオーバーしてるケースがあるか、大体基準がどこにあるのか、それは私はわかりませんので、基準の数値をまず尋ねた上で、それを外れてるケースはあるのか、ないのか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 過去に、3年間で44件と申しましたが、その中のうち、騒音が40件、振動が4件ありました。平成17年度は、19件の騒音がありまして、振動が2件あります。それで、ほとんどが環境基準以下なんですけど、夜ですと、その基準が低くなるものですから、そうすると、その基準をオーバーして騒音を出しているところがあります。そういうところには、指導して、防音壁をつくるとか、ガラス窓を閉めるとかということで、指導をしております。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 具体的にその基準の数値というのはわかりますか。何ホーンとか、何デシベルとか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 今は、ちょっと思い出せないんですが、県の基準に沿って行っております。70ホーンが基準の最高だと思う。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 今の答えですと、音が多いですね。騒音のケースが圧倒的に苦情として多いと思うんですけど、音にしても振動にしてもですけれども、例えば事業所、工場がかかっているケースなのか、あるいは道路交通なのか、あるいは近隣の人間の生活から出る音とか振動なのか、そういうことの仕分けというのは把握できてますか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 ほとんどが中小企業の町工場というのが多いですね。それからたまたま、道路で騒音がするという、道路に段差があってやかましいというのがあります。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 特に、犬山の場合は、そういった住居と工場のすみ分けができていないケースもたくさんありますのでね。せっかく工業団地できたもんですから、そっちへ移っていただくといいですね。これは質問じゃありません。終わりです。

稲垣副委員長 上村委員。

上村委員 ちょっと交代いたしまして、自然保護費の風力・太陽光発電機設置工事請負費のところと、本会議でもありましたけれども、環境審議会の中では、こういった席では検討されなかったということで、現在ついておりますものと、私の聞き違いかわかりませんが、それを取りかえて、今回、この補正が出てきたというとらえ方でよろしいですか。

稲垣副委員長 小川環境課長。

小川環境課長 当初は環境課がつくるということで、ある程度環境に配慮した建物をつくる必要があるだろうということで、それで設計の段階でも、一般質問でもありましたように、この点についてどうかということにつきまして、配慮してますというお答えをしてるわけですけど、その中で、3点ほど環境にやさしいものをつくっている、それとクールチューブといいまして、外の外気を地下を通して中へ入れるということで、空気を冷やすというのと、地下10メートルぐらい穴を掘りまして、地下水を利用して、エアコンの熱交換をするという、これをやりますと、電気代が大体半分ぐらいになるということで、その2点と、それから風力・太陽光発電ということで、当初は小さい機械で5メートルほどの建物で、よく万博なんかで、いろいろと機械が回ってたと思うんですけど、あれに似たようなやつを予定してたんですけど、それでは能力が13ワットといいますから、恐らくこの蛍光灯よりも小さいやつが1本つくだけの能力なんです。それでは、ちょっと啓発の力が足りないんじゃないかということで、寄附の申し出もあったもんですから、1,500ワットという、かなり、要するにこちらの部屋と隣の部屋の冷房と光が使えるような、そういうような機械を導入することに決めました。それで、当初小さい施設を設置するのに約100万円ぐらい予定してあったんですが、それで先ほど申しましたように、外の塔と、太陽熱の板とプロペラだけ設置しましたが、あとは、この補正予算が通りましたら、電気を制御するというコントローラー、それからインバーター、それからバッテリーですね、それから交流入力電源、こういったものを設置する予定です。

稲垣副委員長 上村委員。

上村委員 それから、原材料費の件ですけども、それはNPOに渡してやっていただくという趣旨は理解できますけども、これは今後こういったもので既設予算で、こういったところ

に不備があるということでは言われた場合に、またこういう形でお願いをするというところえ方でよろしいでしょうか。

稲垣副委員長 小川環境課長。

小川環境課長 エコアップリーダーという環境ボランティアの育成に力を入れておまして、その修了生が大体250名くらいみえまして、その250名のうち約半数がボランティア活動で積極的にやってみえます。その方たちの協力を願って、原材料で、いろんなものを施工していきたいと思っております。

今後、なかなか器用な方がおみえになるものですから、そういう方の能力をおかりしまして、できる限り市民の力で建物を維持管理していきたいと思っております。

稲垣副委員長 上村委員。

上村委員 それから、先ほどの中心市街地の活性化ですけれども、大変期待の持てる方針を目指して、そういうものを検討をしていくという形ですね。今、本町の朝市に行くと、活発なにぎわいがあるが、こういったものの事業展開を今後どれぐらいの規模でといたしますか、どういう形で、規模も含めて、それからそこに携わる人たち、朝市にかかわる人たちをどの範囲で考えてみえるのか、犬山市全域なのか、教えていただきたい。

稲垣副委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 今、一つの例で朝市、今現在は下本町のアーケードの下を使ってやっています。それを規模的には昭和30年、40年代にありました犬山の三八市を目標に定めながら、そういう形でにぎわいがないかなど。位置的にはお城までという形で考えております。それから、携わる人というのは、今現在もですが、主に楽田、羽黒、栗栖の方に出ていると聞いております。今の現状の場所だけですと、32店舗が入ると満タンになりますが、実際には20数店の状態ですが、それをお城の方まで向かって伸びたいと考えているので、他の朝市の組合の方にもお声をかけながら進めていきたい。

稲垣副委員長 番家産業経済部長。

番家産業経済部長 今の補足であります。朝市は福祉会館まで到達する目標を持ってる。朝市は朝市であるんですが、真のねらいは、既に既存の商店が朝、ガレージをあけてもらうこと。結局、露店と既存の商店が連檐をして、初めて活性化につながる。露店は露店で頑張ってもらおうというのが前提なんです。やはり既存の商店がそこで店を開いていただき、そこから活性化が生まれてくる、それがねらい。露店は露店でいい。ですから、連檐をしていくと、やっぱりまずは本町の昔のにぎわいを、それを取り戻すためにも、また空き店舗対策が、空き店舗にならないようにするためには、やはり既存の商店に頑張ってもらおう、そういう糸口をここで、朝市でつくっていきたいというねらいがある。

以上であります。

稲垣副委員長 上村委員。

上村委員 地産地消というのが基本になってくると思うんですけども、地産地消的なもので、お客様を呼ぶ、集客していくという考え方はあるが、他市の名産物とか、その特産物を併用していく、それから大手ゼネコンの仕入れ力をかりて、そこでまた店舗の人たちに稼がせるような、そういった策ですかね、そういうことを視野に入れておられるのか、全然考

えてないのかということをお聞かせください。

稲垣副委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 先ほど申し上げましたように、商店街の空き店舗、空き家がシャッターを上げるというのが目的であります。その中で、他市の産物については、今のところ観光朝市ということで、木曾川端でやっております。そういう関係で、他市との農産物をということまではまだ考えておりません。

それから、大手資本による空き店舗の活力ということは、当然、そういうようなお話があれば、今買いまわり品が不足しているというまちの中で住んでみえる方も高齢化になってきますと、歩いて買い物ができないということもありますので、そういう大手資本がその中に、犬山の城下町に合った、そういう計画されるなら、当然大歓迎する。

上村委員長 稲垣委員。

稲垣委員 今、下本町の朝市ですが、現在のところ、駐車場はどこを確保しているのか。現在お店やってみえる方も、やってみえない方もあるんだけど、現状では毎日店をあけている店はどれくらいあるのか。全くもうほとんど品物もなくて、あけれないような状態なのか。

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長 まず1点、駐車場については、下本町の駐車場を発展会から有料で借りている。40台くらい借りている。それから、今の空き店舗対策を行っている店はありますが、朝市にたくさんのお客さんがみえるということで、シャッターを閉めている店も朝市の時間帯だけでもあけたいというような意思を表明されてみえる方が2件ほどあります。

上村委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

上村委員長 質疑なしと認め、第64号議案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声起こる〕

上村委員長 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長 異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、第64号議案の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長 異議なしと認めます。

よって、第64号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案は議了をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

再 開
午前10時53分 開議

上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本委員会に送付されています陳情1件を議題といたします。

陳情第7号 最低賃金の引き上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇実現に関する陳情を議題とします。

この案件について、どのように取り計らいをいたしますか。取り扱いについて、承りました、聞き置くということですけども、どのようにいたしますか。

山下委員。

山下委員 こういう陳情が出てくるということは、その背景に、やはり今かなりの、いわゆる労働条件というのが崩れてきているというのか、そういうことがあります。それから、犬山の市の中においても、いわゆる正規の雇用の労働者とあわせて、教育現場では、教員の非常勤講師という形で何人かいますし、保育の現場なんかでいえばパートとか、臨時とかという方たちも数だけですけど、時間給という形でしょうが、数だけでいけば半数はそういう方たちだという、いわゆる非正規労働者的な立場の人が入ってきているのが実態だと思うんですけど、その中で本当に、特に市が行う仕事というものについては、つまり公共の福祉とか、ちゃんと仕事をするということからいけば、最低賃金引き上げ、もちろん、それから労働条件の改善というのは、例えば経験年数だとか、そういうものにあわせて、やはり働いていく上でのよりよい、何年働いても変わらないということではなくて、そういうところは向上させていかなければいけないというふうに思っていますし、いい仕事をしていただくために必要なことだというふうに受けとめたいと思います。

陳情ということで、この委員会で採択をというよりも、そういう問題について、やはり私たちも認識をきちっと持たないといけないなど。安ければいいんだということじゃなくて、働く人の立場からいっても、いい仕事を、やはり公契約でありますので、それにあわせた労働条件の改善、待遇改善。基本は同一労働同一賃金というのに近づけるように、やはりこの陳情については、受けとめたいというふうに思っています。

上村委員長 それでは、取り扱いについては聞き置くということではいかがでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長 それでは、陳情第7号は聞く置くいたします。

以上で本委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

これをもって経済環境委員会を閉じさせていただきます。どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前10時56分 閉会

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

経済環境委員長

本委員会に提出された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託年月日	審議結果	審査年月日
第64号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算 (第1号) 第1条の第1表 歳入歳出予算補正 中 歳入 総務委員会の所管に属する歳入 歳出 2款 総務費(1項総務管理費のうち11目自然保護費を除く)	平18.6.15	原案可決 (全会一致)	平18.6.16
陳情第7号	最低賃金の引き上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇実現に関する陳情	〃	聴き置く	-

+

+

+